

第3次美祢市観光振興計画策定業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、第3次美祢市観光振興計画策定業務のプロポーザル方式による受託候補者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第3次美祢市観光振興計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「第3次美祢市観光振興計画策定業務基本仕様書(以下「仕様書」という。)」に記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、次年度予算に反映させるため、素案策定は令和6年12月10日までに完了するものとする。

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル

(5) 提案上限額 7,436,000円

※この金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※この金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものであることに留意し、提案に当たっては上記金額を超えないものとする。

3 参加資格要件

次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書類の提出日において、令和5・6年度美祢市競争入札参加資格者名簿(一般業務)の大分類「計画策定業務」小分類「総合計画又はその他の計画策定業務」に登録されている者であること。
- (3) 参加表明書類の提出日において、本市から競争入札に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 スケジュール

スケジュールは、次のとおりとする。

(1)	公募開始	令和6年5月24日(金)
(2)	質問書受付期限	令和6年5月31日(金) 15時必着
(3)	質問書への回答	令和6年6月4日(火) 予定
(4)	参加表明書類の提出期限	令和6年6月7日(金) 12時必着
(5)	企画提案書類の提出期限	令和6年6月21日(金) 15時必着
(6)	一次審査(書類審査)の結果及び二次審査実施通知	令和6年6月24日(月)
(7)	二次審査(プレゼンテーション)	令和6年7月1日(月)
(8)	審査結果通知	令和6年7月5日(金) 発送予定
	契約締結	令和6年7月6日(土) 以降

5 応募方法

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり応募すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書類 【各1部及びPDFデータ】

①参加表明書(様式第1号)

②会社概要書(様式第2号)

※会社概要の分かるパンフレット等があれば別途、提出すること。

③業務実績書(様式第3号)

④業務実施体制調書(様式第4号)

⑤担当技術者経歴書(様式第5号)

イ 企画提案書類 【各3部及びPDFデータ】

①企画提案書表紙(様式第6号)

②企画提案書(様式任意)

※様式、縦横の向き、ページ数は自由。文字サイズは、11ポイント以上(ただし、必要な注記、ふりがな及び掲載図等中の記載文字は、この限りでない)。ページ番号を付すこととし、A4サイズとすること(A3の折込は可)。企画提案書は、仕様書及び評価基準表に沿った内容とし、仕様書の業務内容の項目ごとに具体的に作成すること。その際において、業務スケジュールと業務ごとの役割分担を提案すること。

③参考見積書

※様式は任意とする。ただし、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載するとともに、業務の積算内訳を明示した明細を記載又は添付すること。

(2) 提出期限

ア 参加表明書類 令和6年6月7日(金) 12時必着

イ 企画提案書類 令和6年6月21日(金) 15時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、PDFデータは、電子メールにて提出すること。

※持参の場合は、平日の9時から17時まで(提出期限の日は上記の時間まで)の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

※PDF データは、提出様式ごとにデータ化し、ファイルの名称を、「様式名」+「_」（半角アンダーバー）」+「事業者名」と付すこと。（例：参加表明書_●●株式会社）

6 質問書の受付及び回答

応募に係る質問がある場合は、質問書（様式第7号）を提出すること。

(1) 受付期限

令和6年5月31日（金）15時まで

(2) 提出方法

美祢市観光政策課に電子メール又はFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

一括して取りまとめ、受付終了後速やかに電子メール又はFAXにて参加者全員に通知する。

7 審査方法及び受託候補者の選定

(1) 審査方法

庁内に設置する美祢市プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおり一次審査、二次審査を行い、受託候補者を選定する。

(2) 一次審査（書面審査）

企画提案書類の提出者が5者以上の場合、選定委員会において、書面審査を行い、評価上位4者を二次審査の対象者として選定する。ただし、企画提案書類の提出者が4者以内の場合は、全ての提出者を二次審査の対象者とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

提出された書類及びプレゼンテーションの内容により、選定委員会において、「別表評価基準表」に基づき採点を行い、各委員の評価点数の合計が満点の6割以上である提案事業者のうち、最も高い点数を獲得した提案事業者を受託候補者として選定する。この場合において、最高得点の提案事業者が複数あったときは提案金額が最も安価な者を受託候補者として選定し、それでもなお決定しないときは選定委員会の協議により受託候補者を選定する。なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合又は失格事項に該当した場合は、次点者を受託候補者として選定する。

ア 開催予定日時

令和6年7月1日（月） ※実施順及び時間割等は、別途通知する。

イ 開催予定場所

美祢市役所3階会議室（美祢市大嶺町東分326番地1）

ウ プレゼンテーションの実施者（人数）

出席者は3人までとする。提案説明は、主として本業務に取り組む者が行うものとする。

エ 所要時間（予定）

40分（準備5分、説明20分、質疑10分、片付け5分）

オ 機材

大型モニター（HDMI 接続）は本市で用意するが、パソコンその他必要な物品は提案事業者が用意すること。

カ その他事項

- (ア) 説明は、提出された企画提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。
- (イ) プレゼンテーションは原則対面で行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、オンラインでのプレゼンテーションの実施となった場合には、市の指定する Web 会議ソフトを利用するために必要な機材を準備し参加すること。

8 審査結果の通知

全ての提案事業者へ郵送により通知する。なお、審査の経緯については、公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

9 契約に関する事項

- (1) 本市は、受託候補者を本業務に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、提出された企画提案書類、提案されたプレゼンテーション等に基づき、業務の詳細内容を協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。
- (2) 本業務の仕様決定に当たり、受託候補者に対し、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本実施要領に違反があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 参加表明書類の提出の日から契約締結の日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他市が不相当と認める場合

11 その他

- (1) 提案事業者は、参加表明書類の提出をもって、実施要領及び仕様書の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける参加資格の確認及び受託候補者の選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、保存等を行う。
- (4) 提出された書類は、返却しない。なお、本プロポーザルに係る情報の開示請求があった場合は、美祢市情報公開条例に規定する不開示情報に該当すると認められるもの以外を開示する。また、プロポーザル終了後は、保管する部数を除き、破棄する。
- (5) 参加表明書類の提出後、都合により本プロポーザルに参加しないこととなった場合は、参加辞退届（様式第 8 号）を提出すること。

- (6) 提案事業者が1者のみであっても、当該事業者が参加資格を有する場合は、本プロポーザルを実施する。

12 担当部署（提出先）

美祢市観光商工部観光政策課

住所：〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉 3506-2 秋吉台観光交流センター2階

電話：0837-62-1430 FAX：0837-62-1422

E-mail：kankou@city.mine.lg.jp

別表 評価基準表

評価項目	評価対象	評価の視点	配点
業務実施体制等 (10点)	業務実績及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 過去に同様の業務実績があり、その知識、ノウハウ等を十分生かすことが期待できるか。 業務に必要な実施体制（配置人員）を整えているか。 業務責任者（主担当）となる者は、十分な知識と経験を持った者で対応する体制となっているか。 	10
企画提案内容 (70点)	基礎資料の収集分析	<ul style="list-style-type: none"> 第二次美祢市総合計画及び第2次観光振興計画に十分な知見を有し、社会潮流等を踏まえた本市の特性・課題の整理及び分析手法について、具体的かつ分かりやすい提案が示されているか。 現状把握や将来推計などにあっては、客観的指標を多様な手段、新たな視点での分析ができるものとなっており、その分析結果を計画に反映できる仕組みが示されているか。 	20
	美祢市観光の現状把握及び意識調査分析	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の観光客及び市内観光事業者を対象とした本市観光の現状を把握するための設問の設定に明確な考え方を有し、適切な分析方法が示され、その分析結果を基に本市の課題等が把握できるものとなっているか。 	10
	計画の策定に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 観光立国推進基本計画等、国や県の動向を的確に把握するとともに、美祢市総合計画等の上位計画を踏まえ、社会情勢の変容や観光客の旅行意識の変化等を的確に捉えた計画を策定するための具体的な提案がされているか。 	20
	計画の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び計画の進捗管理、施策の効果検証の手法について有用な提案があるか。 	10
	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の水準以上又は仕様書以外に創意を凝らした提案があり、かつ、業務の実施に際し有効なものであるか。 	10
提案金額 (20点)	提案金額	<ul style="list-style-type: none"> 提案金額が提案上限額の範囲内であるか。 配点×提案者中の最低提案金額／当該提案者の提案金額 	20
合計			100

評価係数 (目安)	優れている	良い	ふつう	やや劣る	劣る	提案なし
	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0

※評価係数は、評価の目安であり、評価対象ごとに0以上の整数で評価する。